

# 令和 7 年第12回奥州市農業委員会総会

## 議 事 錄

(令和 7 年11月25日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

# 令和7年第12回奥州市農業委員会総会議事録

令和7年11月25日(火) 午前9時30分  
奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地であることの可否決定について

議案第5号 令和8年度奥州市農作業労賃標準額の決定について

出席委員（23名）、欠席委員（1名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏 （欠席）	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	井面 宏
事務局長補佐	佐々木 治彦
農業振興係 係長	佐藤 康平
主事	阿部 美優
農地係 係長	佐藤 茂樹
主任	安倍 利紗
主事	佐々木 翔琉

- 議長 ただいまより、令和 7 年第 12 回奥州市農業委員会総会を開会いたします。欠席の届出委員は、5 番、千葉英宏委員です。出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。なお、農業委員会等に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づき、那須川祐吉推進委員、大内俊二推進委員、高橋光雄推進委員に出席を求めております。委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上、発言するようお願いいたします。本日の会議は、総会日程にしたがって進めて参ります。
- 議長 日程第 1、会期の決定を、議題といたします。  
お諮りいたします。会期を本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」との声あり)
- 議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定されました。
- 議長 日程第 2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」との声あり)
- 議長 異議なしと認めます。よって、13 番、植松郁男委員、14 番、千葉孝治委員の 2 人を指名いたします。
- 議長 日程第 3、諸般の報告を行います。  
事務局長をして諸般の報告をいたさせます。
- 事務局長 それでは、主要会務をご報告し、諸般の報告とさせていただきます。  
1 ページをご覧ください。  
令和 7 年 10 月 17 日から 11 月 16 日までの主な内容について、ご報告申し上げます。  
10 月 20 日、令和 7 年度第 2 回農地利用最適化推進会議が開催され、農地パトロールの実施状況他について協議がされております。
- 10 月 24 日、第 11 回奥州市農業委員会総会が招集され、農地案件 7 件について審議がされております。
- 10 月 31 日、奥州金ヶ崎農業委員会連絡会主催の意見交換会が開催され、阿部

恒久前会長の講話が行われた他、本市及び金ヶ崎町の農業委員による意見交換・交流が行われております。

11月6日から7日にかけまして、岩手県都市農業委員会主催の優良先進地視察が開催され、構成する14市のうち、11市の会長及び事務局長が参加しております。

視察におきましては、宮城県大崎市の道の駅を、大崎市からの指定管理者として運営する法人の代表の説明を受け、道の駅の運営において、構成する組合員委員自身が直売の現場に立ち、購買者の意見を直接聞き、直売の運営に、反映することができていること、宮城県栗原市農業委員会におきましては、すべての委員に貸与されているタブレットの運用におきまして、総会の議案等のすべてを電子データにより配信することによりまして、資料送付に係る経費の節減、ペーパーレスの実現に貢献されていること、運用されていることの重要性について、委員自身からお聞きいたしました。

また、宮城県登米市の農業生産法人、有限会社伊豆沼農産を訪問し、農産加工品を直営のレストランで提供することにより、顧客の声をダイレクトに把握することができており、ひいてはメニューや農産加工、販売品などに反映できている事例、利点が大きいとのご説明等、貴重なお話をいただいております。

続きまして11月10日、令和7年第6回奥州市農業委員会運営委員会を開催し、令和8年度奥州市農作業労賃標準額についてなど、当面の農業委員会総会に付議すべき議案について審議をいただいております。

11月11日、令和7年度岩手県農業委員会大会が盛岡市で開催され、農業委員11名、農地利用最適化推進委員1名が出席してございます。この中、農業委員会等活動表彰の農業者年金部門において、本農業委員会の菅原利宏農業委員が今回の大会の席上にて、受賞されております。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 22番、家子委員。

22番委員 22番、家子でございます。タブレットの件ですが、すごいと思いました。それでは、総会時もタブレットを見ながら行うといったことでしょうか。

事務局長 はい。栗原市農業委員会を視察した際、そのタブレットの運用について、様々教示を受けてございます。本日、委員の皆さんのお手元のある「紙の資料」が全てタブレットの中に議案として格納されて、それを確認することで、議事を進めしていくという運用がされているようです。

全国的に農林水産省主導で行われたタブレットですが、その利便性、経費削減効果などについて説明を受けたところでございます。

22番委員 ありがとうございます。スムーズにいくのであれば問題ありませんが、慣れるまで大変なのかなと思ったところです。

議長 ほかにございませんか。

(「議長」の声あり) 21番、岩渕委員。

21番委員 以前、農業者年金の推進を頑張っていた頃、全国様々なところから声が掛かりました。それこそ、登米市にも行きました。現実をそのまま伝えて推進してきたところですが、登米市という地名を聞いて、思い出した次第です。

事務局長 農業委員会憲章にもあるように、農業者年金の推進活動に常日頃から努められているという認識をしてございます。引き続きご協力をよろしくお願ひいたします。

議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

今月の報告件数は、相続による所有権の取得53件で、そのうちの1件については賃借権の取得が含まれています。

委員会へのあっせん希望は番号13、番号27、番号47、番号51及び番号52の5件です。

番号13について真城地区担当の委員に、番号27について梁川地区担当の委員に、番号47について小山地区担当の委員に、番号51及び番号52について北股・南股地区担当の委員に、情報提供をさせていただく予定です。農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。

市外の方への相続となるのが、番号7、番号12、番号13、番号14、番号15、番号24、番号25、番号28、番号42と番号43、番号44、番号45、番号50、番号51の14件です。以上、ご報告します。

議長 報告第1号について説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありま

したらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書13ページをご覧ください。今月の報告件数は22件です。

解約の理由は、中間管理機構に係る解約8件、売り渡すための解約4件、貸し換えるための解約3件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表のとおりです。以上、ご報告します。

議長 報告第2号について説明が終わりましたので質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり) 22番、家子委員。

22番委員 22番、家子です。8番ですが、耕作不便のことでしたが、地図で見てみるとそうでもないような土地に見えました。この大きな土地をどうするのかなと心配になっての確認です。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 受付の届出が江刺分室でしたので、細かいところまで把握できていませんが、耕作者さんが自身の営農状況など、全てを鑑みて判断したものと認識しております。

22番委員 ありがとうございました。

議長 ほかにございませんか。

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事

主　　事　　議案書 18 ページをご覧ください。今月の案件は、所有権の移転が 21 件、賃貸借権の設定が 10 件、使用貸借権の設定が 8 件の計 39 件です。

番号 1 は、労力不足のため、総額 12 万 4950 円で売買するものです。

番号 2 は、新規就農のため、金額 5,000 円で売買するものです。耕運機を導入予定で、自家用野菜を作付け予定です。

番号 4 は、借受地取得のため、総額 10 万 2400 円で売買するものです。

番号 5 は、借受地取得のため、総額 9 万 2600 円で売買するものです。

番号 6 は、借受地取得のため、総額 12 万 8000 円で売買するものです。

番号 7 は、隣接地取得のため、金額 30 万円で売買するものです。

番号 8 は、借受地取得のため、総額 19 万 8930 円で売買するものです。

番号 9 は、新規就農のため、金額 210 万円で売買するもので、議案第 3 号の番号 3 と関連案件です。耕運機、草刈り機を導入予定で、自家用野菜を作付け予定です。

番号 10 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 11 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 2 万 3275 円です。

番号 12 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 4 万 8060 円です。

番号 13 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 6 万円です。

番号 14 は、新規就農のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 5 万 6680 円です。田植え機、トラクター、コンバインを所有しており、水稻を作付け予定です。

番号 15 は、借受地取得のため、総額 4 万円で売買するものです。

番号 16 は、規模拡大のため、金額 1 万円で売買するものです。

番号 17 は、労力不足のため、総額 1 万円で売買するものです。

番号 18 は、労力不足のため、総額 1000 円で売買するものです。

番号 19 は、借受地取得のため、総額 47 万 7500 円で売買するものです。

番号 20 は、労力不足のため、贈与するものです。

番号 21、番号 22 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は物納で、玄米 400 kg です。

番号 23 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 5320 円です。

番号 24 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額

8120 円（10 aあたり 7000 円）です。

番号 25 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は物納で、玄米 60 kg です。

番号 27 は、借受地取得のため、金額 14 万 5000 円で売買するものです。

番号 28 は、規模拡大のため、金額 15 万円で売買するものです。

番号 29 は、借受地取得のため、総額 100 万円で売買するものです。

番号 31 は、規模拡大のため、金額 7 万円で売買するものです。

番号 32 は、親戚へ贈与するものです。

番号 33 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は、年額 5 万 2980 円です。

番号 41 は、労力不足のため、贈与するものです。

以上、39 件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術及び通作距離などについて問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願いします。

議長 議案第 1 号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号 16 番紺野弘行委員が番号 19 に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、番号 19 を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号 19 を除き、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、番号 19 を除き、原案のとおり許可と決定されました。

議長 次に、番号 19 に係る農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、16 番委員の退席をお願いします。

（9 時 59 分退席）

議長 番号 19 の質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案の番号 19 については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号の番号 19 については、原案のとおり許可と決定されました。

16 番委員の退席を解除します。

(10 時 00 分着席)

議長 議案第 2 号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。  
(「議長」の声あり) 佐藤農地係長

農地係長 議案書は 27 ページとなります。

今回、意見を求められている案件は、賃借権の設定が 106 件。使用貸借による権利の設定 17 件と農地売買等事業に係る案件 4 件の合計 127 件となります。

番号 1 から番号 123 は、農地中間管理機構が貸付人から賃借権の設定などを受けると同時に、借受人に対して同じ賃借権の設定などを行う計画案となっております。

番号 124 から番号 127 は、農地売買等事業に係る案件で、農地中間管理機構が譲渡人である所有者から申請地を買入ると同時に、譲受人への売渡しを行う計画案となっています。

農地の所有者、農地所在地番につきまして、事前に確認を行っております。また、賃借権の設定等を受ける者がすべての農用地を効率的に利用し耕作の事業等を行うこと、法人については農地所有適格法人であることを確認しております。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長 議案第 2 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。  
(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。  
(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、計画案に異議なしと決するに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、計画案に異議なしと決定されました。

議長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任

主任 議案書 53 ページとお手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は9件です。

番号1は、売買により建設資材及び重機置場を整備するものです。

番号2は、売買により宅地分譲1区画を整備するものです。

番号3は、売買により自己住宅を整備するものです。議案第1号、番号9との関連案件です。

番号4は、賃貸借により災害復旧工事に伴う資材置場を整備するもので、令和8年3月31日までの一時転用です。

番号5は、売買により物置及び駐車場3台分を整備するものです。

番号6は、売買により介護施設敷地を拡張し、リハビリ施設用地を整備するものです。

番号7から番号9は関連案件で、賃貸借により経営体育成基盤整備工事に伴う資材置場等を整備するもので、令和8年6月30日までの一時転用です。

いずれの案件も補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。

番号1から番号3を11月10日に松戸正雄委員、那須川祐吉推進委員と、番号4から番号6を11月7日に佐々木生子委員、大内俊二推進委員と、番号7から番号9を11月10日に菅原利宏委員、高橋光男推進委員と、いずれの日も事務局同行のうえ現地確認を行いました。

番号1は、草刈りの維持管理がされていることを確認しました。

番号2は、耕作は確認できず、水が溜まっている状態でしたが、今回の申請は転用の確実性に問題のない転用計画と判断されるため、許可後、事業実施により解消されるものと確認いたしました。

番号3から番号6は、いずれも草刈りの維持管理がされていることを確認しま

した。

番号7から番号9は、米の刈り取りを確認し、管理も適正に行われております。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第4号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地であることの可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書55ページをご覧ください。

非農地判断を行おうとする土地は、議案書56ページから61ページの表に記載のとおりです。

今年実施した利用状況調査で、再生利用が困難な農地と判断された土地について、土地改良区等関係機関から異議のあった15件、27筆、2.2haの土地を除き、住民基本台帳、固定資産課税台帳の情報から所有者が死亡あるいは所在不明と判断される土地を含めた94件、222筆、15.3ヘクタールの土地を農地ではないものとして決定しようとするものです。

備考欄がイとなっている案件については、事務局において、死亡等の所有者に代わり、固定資産税の納税者となる相続人代表者を確認している案件となります。

備考欄がウとなっている案件については、固定資産税の納税者が死亡した所有

者のままの場合や相続財産法人となっている場合等、連絡が取れない可能性のある案件となります。

表中の所有者の住所・氏名欄は、通常、死亡している場合は氏名の前に「亡」をつけて記載していますが、住民基本台帳に記録されていない死亡していると推定される所在不明者等の案件もありますので、省略しております。

非農地判断は、所有者の意向で判断するものではなく、農業委員会が土地の状況を客観的に判断するものであることを、平成30年3月に農林水産省経営局農地政策課長通知で示されており、本人または管理者の意思確認を必ずしも要するものではありません。

非農地決定後の所有者に対する非農地決定通知についても、所在の分からない所有者等に対してはこの限りでない旨、運用通知の「農地法の運用について」に示されております。

なお、非農地決定通知の際には、所有者死亡等を再確認して通知予定あります。

本日は会場内後方に関係図面等を配置しておりましたので、あわせてご覧いただき、ご審議願います。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 暫時休憩いたします。休憩時間は15分程度とします。

(10時10分まで休憩)

議長 再開いたします。

議長 議案第4号について、提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可と決定されました。

議長 議案第5号、令和8年度奥州市農作業労賃標準額の決定についてを議題とします。

当該議案を所管する農業振興専門委員会を代表して、鈴木喜一委員長に提案説

明を求めます。

鈴木委員長 議案第5号について提案説明いたします。農作業労賃標準額は、農作業の臨時雇用賃金や請負作業の料金などの適性水準を確保するととともに、農作業の受委託を円滑に推進するために、毎年、農業委員会が定めるものでございます。

この標準額の策定に当たって、今年8月から農業振興専門委員会で検討を重ねてまいりました。

また、10月上旬から、10月中旬にかけて、受委託者や関係機関で構成される意見交換会委員、農業委員のうち農政専門委員会委員、農地利用最適化推進委員に意見を求め、その内容を踏まえて検討を行い、先の農業振興専門委員会で原案決定したものでございます。

詳細については、事務局から説明いたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農業振興係長

農振係長 議案書は62ページからとなります。63ページが標準額となります。

内容については、事前にお配りしました資料に詳細を記載しておりますので、ここでは変更点のみの説明とさせていただきます。

まず、人力作業です。こちらは岩手県最低賃金が1時間1,031円になったことを踏まえ、水田・畑・果樹一般を従来から40円増の1時間1,040円としました。また、果樹剪定、オペレーターについても、これに合わせる形で増額をしています。

次に機械作業です。今回は、岩手県最低賃金の増額に加え、昨今の物価高問題に加え、農機具等の機械代の価格上昇等、様々な視点から労賃においても増額が妥当なのかを協議し、昨年度と比較し、昨年度増額をした背負式動力散布機及び色彩選別以外、金額を見直しました。

専門委員会での協議とともに、意見交換会委員15名に加えて、農政専門委員会に所属する農業委員12名、農地利用最適化推進委員40人にも案について意見を求めました。

その結果、資料にありますとおり、回答があった委員の多くから「案に賛成」との意見をいただいたことを申し添えます。

これら標準額の適用期間は、令和8年4月1日から翌年3月31日までの1年間となっています。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結します。

議長 これより採決いたします。

議案第5号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり決定されました。

議長 以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 皆さん、ご起立願います。

議長 ご苦労様でした。

(閉会 10時31分)